

6 米の備蓄運営の見直し（特会）

【[所要額] 52, 294（51, 153※）百万円】

※16～21年度の実績（平均）

対策のポイント

米穀の備蓄運営について、米穀の供給が不足する事態に備え、国民への安定供給を確保するという備蓄制度本来の役割を明確化するため、これまでの回転備蓄手法を見直します。

<背景／課題>

・備蓄制度の円滑な運営を図るため、これまで、備蓄した米穀を主食用に販売し、その同等量を政府買入れする回転備蓄手法により運営してきましたが、その状況をみると、事実上の需給調整・価格維持機能を求められることにより価格や需給の動向が市場関係者にとって不透明なものになるとともに、備蓄米穀が滞留することにより年産更新が困難になるなどの課題が生じていました。

政策目標

不作などにより米穀の供給が不足する事態に備えるという食糧法における備蓄制度の趣旨に即した運営を行うことを徹底

<主な内容>

備蓄運営のための売買手法について、市場関係者に予測可能で透明性の高い手法に見直すこととします。

（１）備蓄手法

国内産米を５年間の棚上備蓄（備蓄の放出を要する不足時以外は、備蓄後の米穀の仕向け用途は飼料用等の非主食用）

（２）備蓄水準

国内産米100万トン（MA米は毎年の輸入数量77万トンを輸入・販売）

[お問い合わせ先：総合食料局食糧部計画課（03-6744-2072（直））]